

市政トピックス

豊橋市の情報公開

平成15年度の実施状況

情報公開とは、市が持っている情報を皆さんの求めに応じて公開することにより、開かれた市政を推進し、皆さんとの信頼関係・協力関係を深めようとする制度です。

どなたでも、市が作成・取得した公文書について公開請求できます。個人に関する情報など一部の情報を除き、原則として公開します。昨年度の実施状況は下表のとおりです。

問合せ 行政課(☎51・2029)、じょうほうひろば(☎51・2037)

表1 請求者数・請求件数と処理状況

年度	請求者数	請求件数 1	情報提供 2	決定の内訳			
				公開 3	一部公開	非公開	文書不存在
15	62人	183件	4件	78件	94件	1件	30件
14	74人	525件	10件	314件	140件	2件	82件
13	37人	370件	3件	105件	102件	3件	181件

- 1 1件の請求に対し複数の決定をする場合があるため、決定の合計と請求件数は必ずしも一致しません
- 2 請求された文書がすでに公表されているので、お見せしたものの
- 3 請求に対して文書の全部を公開したものの

表2 主な請求内容

年度	順位	請求内容(請求件数)
15	1	工事台帳等の工事関係文書(19件) 産業廃棄物処理業者等に対する許可、指導、処分等に関する文書(19件)
	3	市の債務保証、損失補償に関する文書(13件) 入札結果等契約事務に関する文書(13件)
14	1	文書廃棄決裁等関係文書(87件)
	2	職員の給与、報酬等に関する文書(49件)
	3	ごみ焼却炉更新工事の契約関係文書(41件)
13	1	文書廃棄決裁等関係文書(161件)
	2	市長等交際費関係文書(34件)
	3	職員事務分掌関係文書(21件)

表3 不服申立ての状況

年度	不服申立て件数	不服申立て者数
15	3件	2人
14	2件	2人
13	159件	2人

平成16年度市・県民税のお知らせ

平成16年度市民税・県民税納税通知書を6月15日にお送りしました。課税明細書などの内容をお確かめのうえ、納期限までに最寄りの金融機関(郵便局は口座振替のみ)へ納めてください。

市・県民税は均等割と所得割の合計

均等割/市民税三千元、県民税千円です。(全国一律)所得割/算出は以下の所得金額の計算、課税標準額の計算、税額の計算の順で行います。

所得金額の計算

収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた金額が所得金額です。いくつかの所得があれば、それらを合計します。

課税標準額の計算

の金額から扶養控除額や基礎控除額などの所得控除の金額を差し引いた金額が課税標準額です。

税額の計算

の金額に税率を乗じ、速算控除額を差し引いて算出し、その金額から税額控

除などを控除した金額がの定率控除前所得割額となりから定率控除額を差し引いた金額が所得割額です。

定率控除額

定率減税額が定率控除額となります。

定率減税額は、その年度の個人市民税と県民税の定率控除前所得割額の15%です。ただし、15%相当額が4万円を超える場合は4万円とします。

均等割および分離課税の退職所得に係る所得割については、この算定の対象から除きます。

問合せ 市民税課(☎51・2201) 2207)